

家庭系ごみ袋及び大型ごみ処理券販売等委託業務に係る
公募型プロポーザルの実施について(公告)

令和7年11月25日

生駒市長 小 紫 雅 史

下記業務について、公募型プロポーザル方式により業者選考を実施するにあたり、参加者の公募を行うので、公告する。

記

1 業務名

家庭系ごみ袋及び大型ごみ処理券販売等委託業務

2 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 業務期間

令和8年4月1日までから令和11年3月31日まで

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

(1) 下記1)2)のいずれかを満たす者。

1) 生駒市内に本店又は支店(主たる営業所から本市との契約について、一切の権限を委任されている営業所)を有する者。

2) 生駒市に隣接する自治体に本店又は支店を有する者。

(2) 公示日から受託候補者特定の日まで、本市による入札参加停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関す

る業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 公告日から過去15年間に於いて、国、地方公共団体の発注する物品の買入れ又は役務の提供について、契約金額¥5,000,000円(税込)以上の契約を履行した実績(1件あたりの金額、完了済みであること)を有する者。

5 提出等

(1) 提出期限:令和7年12月15日(月)16時30分まで(必着)

(2) 提出場所:生駒市役所 地域活力創生部 環境保全課(市役所2階22番窓口)

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号

(3) 提出方法:持参又は郵送によること。

※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く。